

働きやすい職場「ひなたの極」年次有給休暇取得率算定における

労働者1人平均年間休日総数の取扱いについて

1. 令和8年度「ひなたの極」認証審査における年次有給休暇取得率算定における労働者1人平均年間休日総数の数値は以下のとおりとする。

労働者数	労働者1人平均年間休日総数(※)
1000人以上	118日
300人以上 999人以下	118日
100人以上 299人以下	115日
1人以上~99人以下	112日

※厚生労働省就労条件総合調査令和7年調査から

2. 算定例

- (1)労働者数50人、年間休日が115日の企業で、年次有給休暇を20日付与された労働者が年間5日間取得した場合

$$\left[ \frac{115}{\text{年間休日数}} - \frac{112}{\text{平均年間休日総数}} \right] + \frac{5}{\text{取得日数}} \div \frac{20}{\text{付与日数}} = 40\%$$

- (2)労働者数150人、年間休日が120日の企業で、年次有給休暇を20日付与された労働者が年間10日間取得した場合

$$\left[ \frac{120}{\text{年間休日数}} - \frac{115}{\text{平均年間休日総数}} \right] + \frac{10}{\text{取得日数}} \div \frac{20}{\text{付与日数}} = 75\%$$